



実施します！

テールゲートリフター 特別教育

2024年2月1日より労働安全衛生規則の一部改正により
テールゲートリフターの操作業務の
特別教育が義務化されます！

(貨物自動車に荷を積む作業または荷を卸す作業を伴うものに限る)

対象の業務



- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作
- テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターストッパー等を操作する事
- 昇降板の展開や格納の操作を行う事
- 上記等のテールゲートリフターを使用する業務

特別教育のご予約やお問い合わせ

- 開始時期は2023年11月29日より開始します。
- 日程や費用等の詳細は、下記までお問い合わせください。



0120-00-2044

アイルモータースクール
担当：福田 重松

〒828-0002
福岡県豊前市大字松江1381-1